

みせ税理士
の

相続相談手帖 第7話

Q

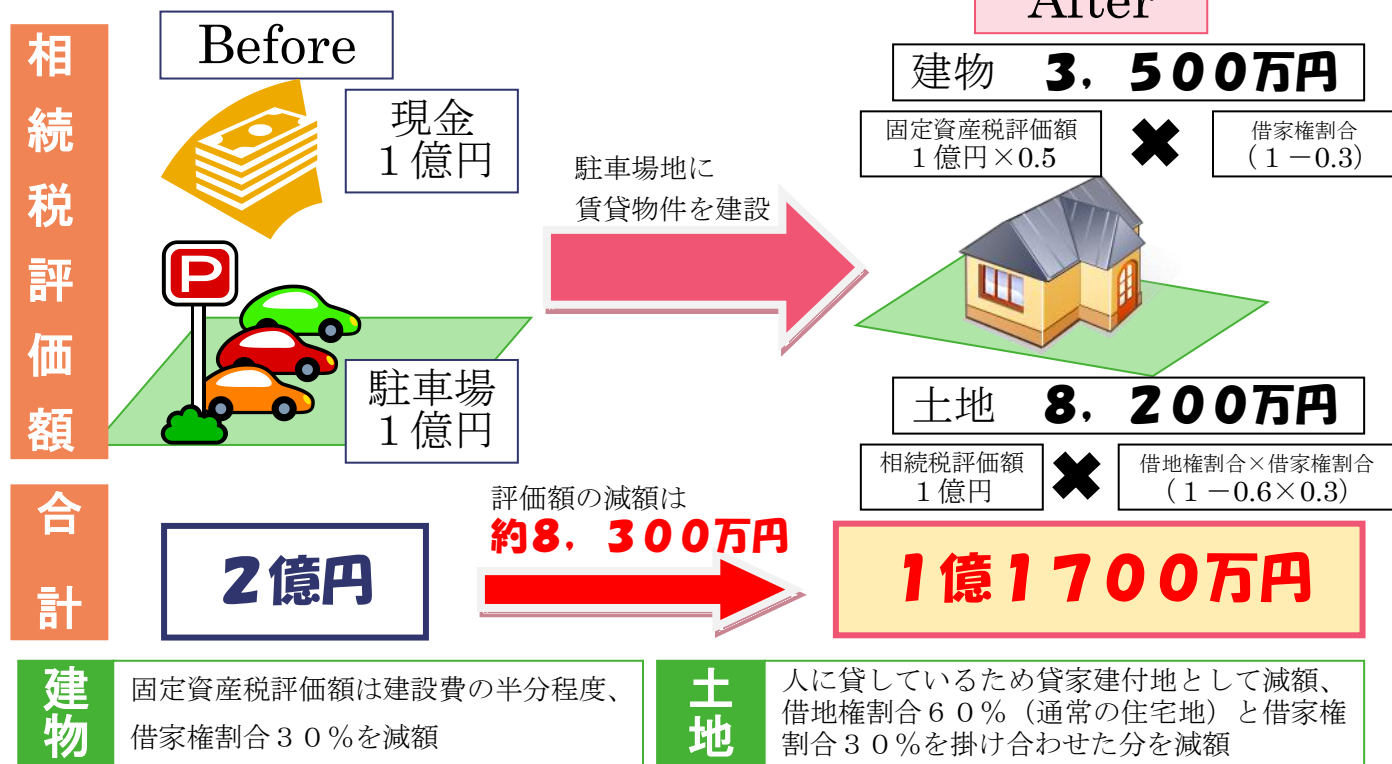
私は先代から不動産1億円と金融資産1億円相当を相続しました。
 不動産は駐車場として貸付事業をしています。
 先代の相続の時は、何も相続税対策を行っておらず、多額の相続税を納めました。
 「**相続が三代続くと財産はなくなる**」とは、まさに現実であると実感しました。
**今後、私の相続で私の子供たちに何とか税負担を軽減しつつ、
 次の代に有益な財産を残す方法はありませんか？**

A

相続するなら現金1億円より、不動産がいい

分割のしやすさや納税の事を考えると、財産は現金で残すのがよいと思うかもしれませんが。
 しかし、**税負担を軽くする**という点では、**財産は不動産で残すのが得策**です。
 実は、同じ1億円でも、財産の種類によって相続税の税負担に大きく影響します。

賃貸物件建築による相続税の対策



相続税評価のみにとらわれず、

その後の収支計算が最重要ポイントとなることは言うまでもありません

お問合せ先: 税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀一番館4F
 TEL: 0120-985-556 URL: www.aoba-atm.com/

無料相談
受付中